

Client Alert

15 October 2025

英国における Unite the Union の異議申立と Skykick 判決の影響

本アラートに関する
お問い合わせ先：



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com



中野 綾子
アソシエイト
03 6271 9879
Ayako.Nakano@bakermckenzie.com

概要

2024 年 11 月に英国で「Sky v. Skykick」判決が下されたことを受けて、英国知的財産庁（UKIPO）は 2025 年 6 月 27 日に審査実務に関するガイダンスを発表し、また、他の案件においても Skykick 判決を適用・引用し始めた。最近の適用例の一つが、労働組合「Unite the Union」が「Unite Faith Workers' Fellowship」という商標に対して異議を申し立てた案件である。この商標は宗教団体「Anglican Foundation」によって出願されたものであり、UKIPO は、この出願に対して、「指定商品・役務は出願人の使用意思のないものであった」として、悪意のある出願と判断した。

事件の詳細

- 宗教団体である Anglican Foundation は、2020 年 12 月 13 日に「Unite Faith Workers' Fellowship」という商標（出願番号 UK00003567245）を第 35 類の役務について出願した。この出願は 2021 年 2 月 12 日に UKIPO によって公告された。
- 労働者を代表する労働組合「Unite the Union」は、2022 年 5 月 11 日に「Unite Faith Workers' Fellowship」に対して異議を申し立てた。根拠は、既存の「UNITE」関連商標に対する出所混同のおそれ（商標法第 5 条第 2 項(b)）、及び悪意出願（商標法第 3 条第 6 項）であった。

Mark	App/Reg number
UNITE	UK registration no. 2453833
UNITE THE UNION	EUTM Reg no. 6387146
	EUTM Reg no. 6387328

- 「Unite Faith Workers' Fellowship」の指定役務は非常に広範で、約 47 ページにわたっていた。
- 「Unite the Union」の商標は、第 35 類、第 41 類、第 45 類の各種役務を対象としており、主に「会議や展示会の開催」、「従業員の代表活動」、「給与や労働条件の交渉サービス」等を指定していた。
- 「Unite the Union」は、2007 年以降これらの役務に関連して商標を広く使用しており、英国での評判と顧客吸引力（グッドウィル）を築いていると主張した。

- 
- この事件の審理は、Skykick 事件の判決が出るまで延期されていた。
 - Anglican Foundation は反論書を提出したが、証拠の提出や口頭審理の申請は行わなかった。
 - 「Unite the Union」は、異議申立を裏付ける証人陳述書と証拠を提出した。

判決

- 審理官はまず、出願が悪意によるものかどうかを検討した。悪意が認定されれば、他の異議理由を検討する必要がないためである。
- Anglican Foundation が提出した指定役務が 47 ページに及ぶことから、審判官は、出願人がすべての役務について実際に使用する意図があったのか疑問を呈した。Anglican Foundation の反論書には、なぜ広範な役務を指定したのか、また事業との関係に関する明確な証拠・説明が含まれていなかった。
- Skykick 判決を適用した結果、審判官は、Anglican Foundation が指定役務に関して十分な正当性を示しておらず、当該商標登録出願は悪意によるものと判断した。
- 悪意が認定されたため、他の異議理由は検討されなかった。
- 「Unite Faith Workers' Fellowship」の商標出願は、第 35 類のすべての役務について拒絶された。

重要なポイント

この事例では、指定役務の範囲が極端に広く、出願人が実際に使用する意図がないことが明白であった。こういった出願に対して、UKIPO が Skykick 判決を引用して、「悪意」(bad faith) の判断を行った。この事件の審理が、Skykick 事件の判決が出るまで延期されていたことから、Skykick 事件判決の影響の大きさがうかがえる。本件において、審判官は、広範な役務を指定する場合には、それを行うための十分な証拠と正当な理由が必要であることを強調した。

UKIPO は、Skykick 事件最高裁判決を受けて、2025 年 6 月 27 日に「PAN 1/25: 要求される行動と審査実務への影響」という法定ガイダンス (Statutory Guidance) を発表した。

この UKIPO のガイダンスは、商標出願人が複数の区分にわたる多数の商品・役務を出願する場合には、慎重かつ注意深く行うべきであるとの注意喚起を行っている。以前は、審査官が広範な指定商品・役務に対して、「悪意 (bad faith)」に基づく拒絶理由の通知を行うことはなかった。しかしながら、今後は、審査官が指定商品・役務を精査して、「悪意」に基づく拒絶理由通知を行うかを検討することになる。拒絶理由通知が発せられた場合には、出願人にはその指定商品・役務が広範である理由についての説明の機会が与えられることとなる。

この UKIPO のガイダンスは、主として UKIPO の審査実務に関するものである。しかしながら、広範な指定に依拠することが、審査段階のみならず、訴訟等においても「悪意」に基づく反論につながる可能性があることを示唆している。